

会 議 録

会議の名称	令和6年第4回定例会 和泉市例規等審査委員会
開催日時	令和6年10月31日(木)午後3時から午後3時35分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	<p>【例規等審査委員会委員】</p> <p>(委員長)吉田副市長</p> <p>(委員)森吉副市長、並木参与、前田市長公室長、土本総務部長、 山崎環境産業部長、西川福祉部長、東教育・こども部長、 門林政策企画室長、奥人事課長、左海財政課長</p> <p>【事務局職員】</p> <p>(総務管財室)西川室長、高垣課長、中川総括主幹、澤田総括主査、上野主事</p> <p>【担当課職員】</p> <p>(環境政策室)前田室長、藤間課長</p>
会議の議題	<p>1 審査案件</p> <p>< 検察協議前 > 和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>2 報告案件</p> <p>(1)和泉市下水道条例及び和泉市公共浄化槽条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>(2)和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について</p>
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年第1回定例会に提案する検察協議前の条例案について審査を行った。 ・令和6年第4回定例会に提案する条例案のうち、軽易なものについて報告を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
その他の必要事項	会議非公開

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
	<p>1 審査案件</p> <p>(1) <検察協議前> 和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p>
吉田委員長	担当課から、条例案について補足説明があればお願いします。
環境政策室	補足説明は特にない。
吉田委員長	この審査案件について、質問はあるか。
前田委員	<p>市条例で行っていた規制について、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」という。)で直接規制されることになり、経過措置で過去の案件については、引き継ぐものと理解している。</p> <p>今現在過去に許可した案件で、指導中であつたり、問題になっているものがどのくらいあり、どのような状況であるか。また、今後の方針があれば伺いたい。</p>
環境政策室	<p>今現在和泉市としては是正が必要な案件は、2件ある。</p> <p>これらについては、関係課も交えて協議中であるが、難しい点もあるため、調整中である。</p>
前田委員	それらの案件については、条例改正後も引き続き対応していくのか。
環境政策室	引き続き対応していく。
吉田委員長	今抱えている案件に対して、引き続き対応するというのは、ルールに基づくものか、それとも意気込みなのか。
環境政策室	意気込みも含めてであるが、改正条例の附則に基づいて、改正前条例に基づいて行った案件について、対応していく。
前田委員	従来市独自の条例によって、同様の規制を行ってきたが、大阪府から権限移譲について、打診があつたのか、また打診があればどうするのか、方針を伺いたい。
環境政策室	現段階では、打診は受けていない。

前田委員	大阪府内の全自治体が同様の状況であるか。
環境政策室	改正法の施行前に、大阪府から話があった。 和泉市では、建築・開発指導室が宅地造成等規制法を所管しており、市街化区域については、市が所管しているが、市街化調整区域については、大阪府の所管である。 今後、市街化調整区域について、権限移譲の打診を受ける可能性はある。 和泉市としては、受け入れる体制や知識がないため、現時点では受けるつもりはない。
前田委員	市街化調整区域は、今まで市条例の網の中であり、市が規制等を行ってきたのか。
環境政策室	市街化調整区域は、市条例に基づいて規制を行ってきたが、法改正により、法で規制されることになった。
前田委員	和泉市として、権限がなくなったものを、あえて進んで行う必要はないという認識か。
環境政策室	その認識である。
山崎委員	市街化調整区域について、従来和泉市が担ってきたことから、法改正後についても、大阪府から引き続き移譲するという話があるのではないか。 もし、打診を受けた場合に、今まで行ってきた手前、断りづらいのではないか。
環境政策室	大阪府と建築・開発指導室を交えて協議してきたが、その中で大阪府が所管することになっており、現時点では、打診はない。 今後、打診の話があった場合には、改めて検討する。
前田委員	今のところ大阪府は、積極的に市に権限移譲する方針はないという認識か。
環境政策室	その認識である。
門林委員	概要の表であるが、500㎡の欄とその横の波線の欄の意味するところは、500㎡以上と500㎡超の差異を表現するものであるか。
環境政策室	例えば、「現在」とある表の500㎡の欄の下は、ちょうど500㎡を表し、波線の欄は500㎡超を表す。
門林委員	宅地造成工事規制区域について、500㎡を超えるものは、大阪府の権限に属していたと

	<p>ということか。</p>
環境政策室	<p>知事の許可が必要であり、併せて市へは届出が必要であった。 今回の法改正によって、市への届出義務はなくなり、全て知事の許可で運用するものである。</p>
門林委員	<p>今までは、500㎡ちょうどの場合のみ、市長の許可が必要であったということか。</p>
吉田委員長	<p>表について、改善した方がいいのではないか。</p>
事務局	<p>波線のところに、具体的な数字の記載があった方が分かりやすいかもしれない。</p>
門林委員	<p>表について、令和6年3月31日以前の宅地造成工事規制区域の500㎡の項目には、現在と変わらず、市長の許可が必要なのではないか。</p>
山崎委員	<p>表について、「超」と「以上」という言葉の違いを全て波線で表現していることが問題ではないか。 言葉でその違いを示した方が、説明し易いのではないか。</p>
土本委員	<p>表の中の空白の意味が掴みづらいのではないか。</p>
吉田委員長	<p>表を分かりやすく改善するようにすることは可能か。</p>
環境政策室	<p>表の形式面の改善について、承知した。</p>
吉田委員長	<p>(他の観点の質問はないか確認)</p>
土本委員	<p>改正法は令和6年4月1日から施行されており、改正後の市条例は令和7年度から施行するということであるが、条例改正が漏れていたのではないのか。</p>
環境政策室	<p>法改正の際に、条例改正を行った場合、それ以後は新たな盛土の申請が、事業者と大阪府の二者で行われるため、本市が既に発出している措置命令の対象地にかかる盛土の情報が本市に入ってこなくなり、現在進行中の是正の計画に支障が出る可能性があることから、顧問弁護士にも確認の上、あえて改正していなかった。 しかしながら、現在は、大阪府と今後の情報共有について密な連携をおこなっていくことの確認が取れたことから、条例改正に踏み切ったところである。</p>

<p>土本委員</p>	<p>法改正によって、500㎡を超えるものに関しては、大阪府によって規制されることになったにもかかわらず、現時点で市条例第19条によって市の規制が残っていることは、問題ではないのか。</p>
<p>環境政策室</p>	<p>補足資料及び条例改正の新旧対照表中、旧第19条をご覧いただきたい。</p> <p>本文に「土地の埋立て等を行おうとする者は、…市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。」と規定されている。</p> <p>また、第3号には「法令等の規定による許可その他これに相当する手続を経て行う行為のうち規則に定めるもので、あらかじめ市長に届け出た土地の埋立て等」と規定されている。</p> <p>この「規則に定めるもの」が、補足資料の別表記載のものである。</p> <p>例えば、別表の一番上の項目、採石法については、採石法で許可を取って、市の環境政策室に届出をすれば、許可は必要ないということを定めている。</p> <p>別表の13番目「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」について、大阪府が平成26、27年に府条例を制定したときに、今回の規則改正と同様のことを行っている。</p>
<p>土本委員</p>	<p>見かけ上、法律の所管事項になっているにもかかわらず、市条例第19条に「許可を得なければならない。」とある。</p> <p>補足資料に許可を得る必要のないものが列挙されており、結果としては、法的な問題は生じないと考えられるが、法と市条例で二重の規制をしているように思われるおそれがあるので、丁寧な説明をお願いしたい。</p> <p>法改正によって、許可の権限は大阪府に帰属するが、届出の権限に関する条文を市で残しており、今回の法改正が、各自治体が届出等について規定することを禁止する意味合いを含むものであれば、市条例で届出に関する条文を残していることが問題にならないか。</p>
<p>環境政策室</p>	<p>顧問弁護士に相談したところ、上位法に禁止することが明記されていれば、問題であるとのことであるが、そのような文言は見られない。</p> <p>また、法の趣旨を読み取る必要があるが、法の定める内容を強化する場合は、問題ないとの解釈を確認した。</p>
<p>土本委員</p>	<p>地方自治法には、法律に反しない範囲内で、条例制定できると定められているが、事案によってその解釈が異なるため、丁寧な説明が求められる。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>(土本委員指摘の内容について、メモ等残すよう指示)</p> <p>(事務局に、審査案件確認事項について、説明するよう指示)</p>

事務局	<p>3点環境政策室に確認させていただいた。</p> <p>1点目は、条例改正の時期の問題である。</p> <p>本市が既に命令を発出したエリアにおける新たな盛土の情報が入ってこなくなることを懸念し、条例改正を行わずにいたが、大阪府との情報連携について担当者間で合意ができたことから、改正に踏み切ったものである。</p> <p>2点目は、大阪府との情報連携をどのように担保するのかという問題である。</p> <p>情報連携を担保する方法として、担当者間での合意は形成されているが、その上で改めて書面にて市長名で大阪府に正式に依頼することを確認している。</p> <p>3点目は、条例改正によって、規制の緩和に繋がるのではないかと問題である。</p> <p>市条例で対象外であった切土が、法では規制対象であるなど、法の規制対象の方が広範である。面積が500㎡ちょうどの土地については、規制の対象から外れることになるが、実務上そのような土地は存在しないと考えられるから、支障はないと考える。</p> <p>500㎡ちょうどの土地に対する規制を行わないことは、府内他市町村にも確認済みである。</p>
吉田委員長	<p>2 報告案件</p> <p>報告案件について、事務局より報告願う。</p>
事務局	<p>1件目は、「和泉市下水道条例及び和泉市公共浄化槽条例の一部を改正する条例制定について」である。</p> <p>内容としては、国土交通省通知により、排水設備工事責任技術者の専属規制の緩和を行うほか、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正に伴い、公共下水道に排除する下水の排水基準から、臭気に関する項目を除外するものである。</p> <p>2件目は、「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」である。</p> <p>北西部地域の公共施設の再編成及び老朽化により、国府老人集会所が芦洗公園内に移転することに伴い、条例に記載する位置表記を変更するものである。</p>
吉田委員長	<p>(質問等があるかを各委員に尋ねる。)</p>
前田委員	<p>下水道条例について、臭気の規制が削除されたとのことであるが、規制緩和ともとれるので、今回の条例改正に至った背景を伺いたい。</p> <p>また、臭気の規制が削除されたとしても、生活環境等に何か影響はないのかもお聞きしたい。</p>
事務局	<p>大阪府の生活環境に関する規則の中で、臭気の規制が存在したが、実際に臭気の項目で</p>

吉田委員長	<p>規制した事例がない。</p> <p>また、悪臭に関しては、悪臭防止法があり、同法によって規制が可能であることから、大阪府が臭気の規制を規則から削除したものであり、それに伴い本市の規則からも削除するものである。</p> <p>生活環境等への影響については、悪臭防止法で規制が及ぶため、支障はないと判断したところである。</p> <p>(その他質問事項の有無を確認)</p> <p>以上をもって、例規等審査委員会を終了する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--------------	--